○高圧ガス 四方山話 その10

【製造施設の休止と廃止】

第 2 種製造設備を所有している先生から、長期間使用しない製造設備はメンテナンス費 用がもったいないから、休止できませんかという問い合わせが来ました。どうもその先生は、 定期自主検査の免除を思い描いていたようです。そこで、今回は製造施設の休止と廃止につ いての話です。

まず前置きですが、製造施設はその高圧ガス処理量に応じて毎年、保安検査や定期自主検査が義務付けられています。保安検査は行政が立ち会って毎年行われる検査ですが、これは第1種製造施設のような大規模施設に限られます。第1種製造施設では保安検査と定期自主検査の両方が義務付けられているわけです。一方、それより小規模な第2種製造施設では保安検査は免除されていますが、定期自主検査は義務となっています。基本的に保安検査と定期自主検査は同様な検査が求められますので、定期自主検査は結構な金額負担となります。(保安検査や定期自主検査の検査方法は高圧ガス保安協会規格に定められています。)それで、先の先生は製造施設の休止を届けたら、定期自主検査も免除されるのではないかと考えたわけです。しかし、端的に言って休止届は第1種製造施設のみに有効です。休止届により免除となる検査は保安検査のみであり、たとえ施設が休止中であっても定期自主検査は義務となっています。従って、第2種製造施設は休止届を届出しても、もともと保安検査は免除なので、何も変わりません。このような規定は、恐らく、運転していなくとも施設内に高圧ガスを貯留している場合を想定しているのだと思います。因みに、休止施設を再び稼働させる際には、保安検査を受検し、合格しなければなりません。

さて、ここで多くの研究者にとって身近な第二種製造設備を考えてみましょう。次回の運転計画が無い第2種製造設備を持っている場合の選択肢は、定期自主検査をし続けるか、または一旦廃止を届出し、再開時に新たに製造届出をするかということになります。新たな製造届出の場合は、改めて耐圧・気密試験を実施する必要がありますが、強度計算書・材料証明書等の書類は先の書類を使い回しができます。尚、これに関してはH28年の規制緩和が奏功します。それ以前の法律では、第1種製造事業所内にある独立第2種相当の製造設備も許可申請の対象でした。つまり、本学の伊都キャンパスは第1種製造事業所ですので、キャンパス内での第2種相当製造設備の新設や廃止は全て変更許可申請となっていました。しかし、規制緩和以降では独立第2種製造設備は届出で済むようになったのです。

繰り返しますが、本学内第2種製造設備で、暫くは運転再開の計画はないが、数年後には 運転するかもしれないという設備があるかと思います。そのような設備は一旦廃止を届け 出ることをお勧めします。廃止届出した設備は撤去が一番宜しいですが、設備内に高圧ガス が残らないような措置を施してあれば保有していても問題ありません。もし、運転(実験) が必要になれば、新しい製造届を出して頂ければよいのです。でも、運転しない設備は邪魔 ですよね。廃止後、撤去するかどうかはよく考えてください。

以上

(2021/3/17)

※コラムの内容はあくまで福岡市との協議で判断された内容もありますので 各自治体の判断が異なることがあります。